

平成29年5月12日

各位

会社名 エムティジェネクス株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木 均
(コード: 9820 JASDAQ)
問合せ先 取締役管理部長 藤沢 久晃
(TEL: 03-5405-4011)

株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月27日開催予定の第67回定時株主総会（以下「本総会」といいます）に、株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に係る議案を付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する移行期限を決定し発表いたしました。当社といたしましては、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の1,000株から100株に変更するとともに、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的に、株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日（実質上9月29日）の最終株式名簿に記載された株主様の所有株式について、10株を1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	10,796,000株
株式併合により減少する株式数	9,716,400株
株式併合後の発行済株式総数	1,079,600株

(注)株式併合後の株式数は併合割合により算出した理論値です。

(3) 株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が10分1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社

株式の資産価値に変動はありません。

(4) 併合により減少する株主数

株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有されている株主様94名（その所有株式数の合計は132株）が株主たる地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買い取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせ下さい。

平成29年3月31日現在の株主構成の割合

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	795名 (100.0%)	10,796,000株 (100.0%)
10株未満所有株主	94名 (11.8%)	132株 (0.001%)
10株以上所有株主	701名 (88.2%)	10,795,868株 (99.99%)

(5) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに従い、全ての端数の合計数に相当する数の株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(6) 効力発生日（平成29年10月1日）における発行可能株式総数

株式併合に伴い、効力発生日をもって、発行可能株式総数を変更いたします。

効力発生日前の発行可能株式総数	30,000,000株
効力発生日における発行可能株式総数	3,000,000株

(7) 株式併合の条件

本総会において、株式併合にかかる議案及び定款一部変更議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

上記株式併合の目的に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためです。

(2) 変更の内容

平成29年10月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本総会において株式併合に係る議案及び定款一部変更に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更の内容

(1) 変更の理由

上記株式併合に関する議案が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条を変更するものです。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

(2) 変更の内容

定款の一部変更の内容は以下のとおりです。

定款新旧対比表

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は <u>3,000万株</u> とする。	第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は <u>300万株</u> とする。
第7条 (自己株式の取得) (条文記載省略)	第7条 (自己株式の取得) (現行どおり)
第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。
第9条～第38条 (条文記載省略) (新設)	第9条～第38条 (現行どおり) <u>附則</u> <u>第1条 (効力発生日)</u> <u>第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力を生ずるものとし、同日をもって本附則を削除する。</u>

4. 日程

取締役会決議	平成29年5月12日
定時株主総会開催日	平成29年6月27日
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成29年10月1日
単元株式数変更の効力発生日	平成29年10月1日

株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は、平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成29年9月27日となります。

以上

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社
連絡先 〒168-8507
 東京都杉並区和泉2丁目8番4号
 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
 電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)
 受付時間 平日 9時~17時